

○伊東市教育問題懇話会設置要綱

平成20年2月26日

伊東市教委訓令甲第3号

(設置)

第1条 本市における公教育の振興と充実を図るため、伊東市教育問題懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、教育委員会の諮問に応じ、本市教育行政の重要課題等について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員7人以内で組織し、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

2 委員及びアドバイザーは、優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(会長及び副会長並びにアドバイザー)

第4条 懇話会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 アドバイザーは、懇話会の審議事項等について専門的立場から指導及び助言を行う。

(会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は必要に応じて懇話会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が委員に諮って非公開とすることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、原則として最終答申までとする。ただし、審議内容によって交代することができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に行われる懇話会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。